

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議

第2回 議事要旨

■日 時：2022（令和4）年2月18日（金）10:00～12:00

■場 所：WEB会議形式

■議 事：

1. 開会

2. 座長挨拶

➤ 東洋大学 高橋名誉教授 座長挨拶

皆様、おはようございます。東洋大学の高橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

第1回から少し時間がたちましたが、その間、事務局で自治体調査や各関係団体との調整を図っておりました。その節にお世話になった皆様には、ありがとうございます。

本日の第2回目は、ご報告とともに、次年度のフォローアップの在り方についても、皆様方から御意見、御発言を頂ければと思います。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

5. 議事

（1）第1回会議等における意見（概要）について

（2）建築設計標準改正後の取組状況

（3）建築設計標準等の周知・普及の取組状況

以下資料について、事務局より説明

➤ 資料2 フォローアップ会議の概要

➤ 資料3 第1回会議における主な意見（概要）

➤ 資料4 建築設計標準改正後の取組状況

資料4-1 建築設計標準の改定を踏まえた地方公共団体の動向

資料4-2 建築設計標準に関連する制度の拡充等

➤ 資料5 建築設計標準の周知・普及の取組状況

➤ 資料5-1 関係団体における周知・普及の取組状況

以下の資料について公益社団法人 日本建築士会連合会 本多委員より説明

➤ 資料5-2 日本建築士連合会 福祉まちづくり部会の取組み

- 日本建築士会連合会の本多と申します。貴重なお時間ありがとうございます。
- 本日は、我々がどんな組織なのかをまず御紹介し、ここで得た情報をどのように周知したのか、また、我々の技術力向上に向けた取組を紹介します。
- 公益社団法人日本建築士会連合会は、昭和27年から活動している団体で、47都道府県に建築士会があります。活動の中心はそれぞれの建築士会で、例えば埼玉県には14の支部があります。支部の活動として、その地域にかかわる活動が中心です。連合会はその活動を応援していく立場となります。
- 全国で取り組まなければいけない建築の問題については、まちづくり委員会の中に、約10年ほど前に6個の部会（景観、防災、歴史、空き家、福祉、木のまちづくり部会）ができました。福祉ま

ちづくり部会はその1つです。47の都道府県から委員を派遣していただいて、約50名のチームで活動をしており、福祉の情報を共有し、全国に広げていこうとしています。

- 福祉まちづくり部会は大きく2つの方針を持っています。1つは「福祉の住まいづくり」で、高齢者等の居住環境整備に対して、住宅改善に寄与できる人材を育てていこうという活動です。介護保険制度や住宅改修、最近では地域包括ケアシステムの中に建築士がなかなか入れていないので、どうやって関わっていけたらよいのかなど話をしております。もう一つが、住宅以外の施設や交通情報、都市インフラなど住宅以外の全ての「福祉のまちづくり」です。私が得た情報は部会で共有し、全国に流しています。最近は観光バリアフリーやオリパラをテーマにしておりました。
- 建築士に対する普及周知の取組として、得た情報はメール等で配信し、パンフレットや書籍を頂いたときには、連合会から各建築士会に配布し、建築士会から各支部に流れるようにしています。前回の設計標準が足りないと問合せが来た際には、国土交通省のホームページを紹介し、皆さんに見て頂くよう案内をしています。その他、コロナ前には大体2,000人の建築士が集まる全国大会では、普段福祉に関わっていない建築士も我々のセッションを見ることができ、逆に我々が他のセッションを見ることで情報共有を図っています。
- コロナで規模が縮小または、中止になってしまっているところもありますが、コロナ以降はZoo m等のオンラインでやり取りができるようになりましたので、地域支部の活動を違う地域の建築士が共有することができるようになりました。このように全国に周知し、情報を共有していこうと思っております。
- 我々の技術力向上に向けた活動として、全国で様々な企画が動いていますが、今回はそのうちの1つを紹介します。徳島県の鳴門支部で企画し、2010年から今までに7回開催されている「市民と行う鳴門市ユニバーサルデザイン点検会」です。「気づくこと そこから始まるユニバーサル」というテーマで開催しています。特徴としては、鳴門市や徳島県などの行政の方、高齢者や身体障害者、小学生、中・高、大学生まで、様々な年代の鳴門市民が参加しています。また専門家として、我々建築士も参加しています。第7回開催のパンフレットを資料に掲載していますが、参加者は42名で、鳴門市立図書館を点検しました。小学生も参加しているので、最初にユニバーサルデザインについて座学をした後に、3班に分かれて、一緒に歩いてチェックをし、ワークショップでよいところ、改善点、改善策まで考えて、発表しています。
- メリットとして、改善点の抽出を挙げていますが、実際に行政や施設管理者が一緒に参加することで、直接声が届くところがメリットと考えます。また、建築士、専門家が入っているので、竣工当時のバリアフリーライセンスに基づきどのように整備され、どう使われているかをチェックできます。様々な市民の方が参加することで、他者を知ること、知識を得ることによる相互理解が進むのではないかと考えます。建築士が一番大事だと思うのは、実際どう使われているのかを知ることです。同じ条例の法文を読んで設計をしていますが、経験から来るものが加わると、設計は変わってくると思っています。そのためこういった取組に積極的に参加するように周知しているところです。
- 連合会は各支部のこのような情報を全国に共有して伝える役割を持っています。徳島県の点検会には奈良県の建築士会の方たちが参加してくれて、「次回はうちの県でもやってみよう」という活動の輪が広がっています。残念ながらコロナの影響で少し活動は減っております。
- 最後に、我々が今後どういうことをていきたいかについて、公共建築等の新築時におけるバリアフリーの市民参加、ワークショップが組み込まれるのが理想と考えています。最近、大規模修繕の

公共工事が比較的多くあります。図面だけで参加の皆さんに御意見をいただくのはなかなか難しいものがあると思いますが、大規模修繕の場合、建物があるのでそこと一緒に回ることで、ここをこう直したほうがいいといった意見が出やすいと思います。今後、大規模修繕の入札の条件になってくれたら我々はうれしいと思っています。一方で、そういうことができるようになったときに、福祉まちづくり部会としてもバリアフリーワークショップの企画や運営ができる建築士を準備していかなければいけないと考えています。設計はもちろんプロなのですが、ファシリテーションができ、ワークショップの企画、運営ができるために、まずは、ほかの地域の企画に参加しましょうと呼びかける取組を今後進めていきたいと思っています。

- 建築士の内部の興味・関心として、部会に参加する方が少ないので増やすことです。先ほど紹介した徳島県は助成金がついて実施していますが、皆さん持ち出しで企画し、ボランティア作業という現状がありますので、これら改善していくことや魅力的な活動になることで、持続可能な会になっていくのではないかと考えています。
- 最後に皆さんにお願いなのですが、我々が企画したり、会を開こうといったときに、参加してくれる方を探したり、情報を提供してもらう方たちとの連携が大事だと思っています。様々な団体の方、業者の方たちとまちづくり部会が連携する、常日頃からネットワークをつくっていけたらよいと考え、今そういう準備を始めているところです。
- 以上、建築士会連合会の福祉まちづくり部会が今実施していること、今後実施したいと思っていることについて説明させて頂きました。

○意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- それでは今説明ありました、資料2から資料5について、質問、意見等頂ければと思います。できるだけ参加している各委員の方々、高齢者・障害者団体等の団体、事業者、建築関係の団体も含めて御発言をお願いします。もし御発言がないときには私から勝手に指名させて頂くかもしれませんのが、御容赦頂ければと思います。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員】

- いろいろな御説明を、ありがとうございました。このフォローアップ会議に関しては、次年度に向けてもしっかりと努めていきたいと思っております。
- 今、建築士会連合会の方から本当に心のこもった、お話を伺いました。その中にもありますが、地元、あるいは全国的にも大規模改修や修繕が始まっているところがあります。大規模改修や修繕に関しては、バリアフリーは当然だと思っておりますし、今後新築されるものは、バリアフリーではなくバリアをつくってはいけないと考えております。そういうことを建築士でもお考えになって頂きたいと思っております。
- 最近私ども日視連の総合相談室へ建築の現場の方からいろいろ相談が来ています。問い合わせの内容は、例えば建物の中に自動販売機があった場合の点字ブロックの敷設方法についてどうしたらいかなどです。昨年3月にも建築設計標準が出て、国土交通省のホームページに多くのアクセスがあったとのことですが、現場にどこまで伝わっているのか、現場にはもっと周知して頂きたいと思います。
- 建築設計標準には様々なものが含まれますが、特性に合わせた内容をまとめたものがあると、私た

ちも各団体の皆様に周知しやすいと思います。国土交通省で出されたものは、北海道から沖縄までの本連合加盟の各団体に周知をしており、皆さんもそれを見ながら地域の自治体、業者とお話ししているところですが、視覚に関するところを取り出すのはなかなか難しいという指摘が多くあります。

- 私の場合は視覚障害で特性は視覚となりますが、肢体障害、視覚障害、聴覚障害というのがそれぞれあるのに、身体障害ということで一つにくるめてしまう各自治体もあります。身体障害の中には内部障害もあり、それぞれ特性に合わせたものを聞いて頂きたい。身体障害は一つだけでいいというところも地方にはまだまだございますので、そういったところは考えを変えて頂きたいし、あるいは作業部会などで対応することも含めてお願ひしたいと思っています。

【東洋大学 高橋座長】

- 橋井委員からは、相談が非常に多くなっているというお話がありました。改正されました建築設計標準の中でもニーズの部分については、充実を図ってきましたが、さらに多様なニーズをしっかりと捉え、それに対する解決策をさらに詰めていく必要があるということと、今お話がありましたように、一くくりに障害ということではなくて、同じ視覚障害の中でも様々に違うかと思いますので、そういうことについてもしっかりと配慮していくける設計標準として修正していくというご意見かと思います。

【全日本ろうあ連盟 唯藤委員】

- 建築士会連合会の本多委員には、とても興味深い内容を聞かせて頂きました。聴覚障害で建築の資格を持っている方もいて、そういう集まりがありますので、それとつなげて頂ければよいのではないかと思いました。
- また、バリアフリーをするに当たり補助金があるというご説明がありました。私ども聞こえない者としては、動きに関するバリアはそれほど多くはありませんが、耳から得る情報に制限があります。そういう意味で、この補助金の対象にはなっていないので、それについてのお願いです。資料4-2に、劇場等のバリアフリーに関する建築物に対する支援があるとされていますが、聞こえない立場からは建築物のバリアフリー化は関係が薄いのです。一方で劇場または映画館等におきまして、音声に関するものについては対象になってしまいません。劇場で、聞こえない人も芝居が好きな方がたくさんいらっしゃいます。演劇を見たいが字幕がついていないため諦める人が多数おります。ぜひ劇場にも文字情報、または機器を貸し出して頂き、それを使いながら見ることができる、といった補助も対象に含めて頂きたいと思います。映画館では、外国映画は字幕がついております。残念ながら日本映画の中には、私ども日本人ですのに、字幕がないために楽しめないという状況があり、非常に残念な思いをしております。今、映画館では眼鏡に文字情報がつく機器の貸出しを対応しているところは僅かしかありません。そのような機器にもっと補助して頂き、多くの映画館に設置して頂きたいと思います。
- 最後にもう1点、ホテルについてです。毎日家庭ではバイブルーション式の目覚まし時計を使っていますが、ホテルに行くときにはそのバイブルーションをわざわざ持っていくかなければなりません。たまに忘れて困ってしまうときがあります。聞こえる人はモーニングコールがあるように、バイブルーションの機器も1つか2つホテルに準備して頂ければ、聞こえない者が行ったときにも借りられますので、それも含めて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 唯藤委員からは、特に聴覚障害の方の建築の会議もあるので、建築士会との連携が取れないだろうかというご意見を頂きました。また、補助金に関するご意見も頂きました。ご指摘のあったホテル関係を含め、聞こえない方への対応については、建築的な対応と合理的配慮に該当するような部分との調整も必要かと思いますが、いずれも重要なことかと思います。
- 今日の資料の感想等も含めて構いませんので、事業者団体の方々からもお願いできればと思います。先ほど日本建築士会からご説明ありましたが、日本建築家協会からコメントを頂けますか。

【日本建築家協会 木野内委員】

- それでは、日本建築家協会（JIA）の建築設計士である木野内より発言させて頂きます。
- 建築設計標準の周知・普及の取組ということで、建築家の方々がどんなことをやっているのかということについて紹介させて頂きます。日本建築家協会では理事会で改正版についての報告等をして周知を図っております。また、建築設計事務所の中には社内ポータルという、社内の情報を集約している毎日見る画面があり、そのような所で改正の概要とか設計標準の具体的な内容について情報発信をしています。非常に分かりやすく画像を使ったり、絵を使ったりして、改正のポイントだけをうまく編集して、ポチッとボタンを押すとすぐリンク先の情報に飛べるような工夫をしながら、社内周知を図っています。このように手軽に、設計者たちがどういった内容なのかを瞬時に把握できるような工夫をしております。
- バリアフリー化を推進するため、建築や都市を造っていくことが建築家に求められるわけですが、これを進める上で、大きく2つのことが重要だと日々感じております。1つは、ステークホルダーという利害関係者の皆様がどんな期待をするのかということ。それからもう一つは、クライアントになる建主の皆様の重要度、この2つが大きく関わってくると思っています。ステークホルダーというのは、企業の従業員の方とか経営者、顧客、施設を利用される方などが含まれます。ステークホルダーの方が都市や建築にどんな期待をするのかが大きく関わってくると思います。
- 2つ目は、実際にクライアントになる建主の方たちの経営ビジョンや、バリアフリーに対する対応、あるいは対応しないことに対するデメリットみたいなもの、このようなことが企業の方々の重要度を決めていくと感じています。この2つが重なってぴったりと一致したときに初めて、建築や都市を実現するための土壤とか機運が生まれてくるのではないかと考えていますので、設計標準といったツールを整備していくことと併せて、社会の機運を高めていくと実現に近づくのではないかと考えます。

【東洋大学 高橋座長】

- 示唆に富む御発言をありがとうございました。今おっしゃって頂きましたように、ステークホルダー、そしてクライアントの方々のビジョン、あるいは対応、お話を頂いたように特にクライアントの方々がデメリットとしてどこまで感じているのか、あるいはそれがプラスに転じるのかどうかというようなところは確かに大きいと思います。そしてそのことに加えて、社会的使命ということになると思いますので、さらにいろいろと議論を進めていかなければいけないと思います。
- それでは、もう1団体、事業者からも御発言頂きたいと思います。こちらで指名させて頂きます。ショッピングセンター協会の村上委員、突然ですけれども、よろしくお願ひいたします。

【日本ショッピングセンター協会 村上委員】

- 日本ショッピングセンター協会の村上です。私たちの業界の状況を簡単に説明させて頂きたいと思います。
- 先ほど建築士会連合会からもお話をありましたように、古い施設が結構あり、その改修をどうするのかが非常に大きな課題になっています。現在全国に3,200ほどショッピングセンターと言われる施設がありますが、障害者・高齢者等の皆様、当事者の方々が日常的に御利用頂ける施設、非常に身近な存在です。これらのバリアフリー化を古いものから新しいものに、できるだけ最新のものに変えていこうということで、協会としてもいろいろな情報提供を行っているところです。
- 現在、SDGsへの取組という社会的な意識が非常に高まっていることもあり、各企業さまも非常に前向きにこれらの取組を進めておられるような状況になっています。そうした中で、今回、建築設計標準が改正されたわけですが、国土交通省より各会員企業に送って御利用頂くということと併せて、当協会からも別途会員に対して、これを各企業に送るだけではなくて、建築の担当者とか施設の管理担当者に実際に渡してもらって活用してほしい、積読（つんどく）にならないように活用の促進を図ってもらいたいといった積極的な働きかけを行っています。
- また協会では、毎月発行している月刊誌に国土交通省の御担当者に執筆をいただいて、設計標準の解説と利用を図ってもらうような取組を行ったり、協会のホームページに情報を掲載したり、今回の国土交通省のWEBで配信された説明会を会員に視聴してくださいと、しつこいぐらいお知らせしたりするという取組をしております。
- それから、違う側面になりますが、リフトつき車両の駐車スペースの確保の件が問題になりましたが、これが物理的に確保できない場合の乗降可能場所の別途確保等の柔軟な対応について、現場担当者に周知徹底を図る取組を進めました。現場での対応が得てしてトラブルになりやすいこともありますので、具体的な対応方法について、協会から各事業者と相談して、マニュアル化し、徹底を図っていこうということを進めています。
- それと併せて、障害者差別解消法の関係もあるので、当協会所管の経産省から、商業施設等における障害を理由とする差別解消の推進について、公式な文書を業界団体宛てに頂き、これをベースに各会員企業に改めて、管理運営現場における障害者の皆様への合理的な配慮について徹底を図ってもらいたいというお願いをするという取組を行っております。
- 先ほど申し上げましたように、ショッピングセンターは古いもの、新しいもの、いろいろな施設がございますが、最新の取組が進んだいろいろな事例もあります。例えば池袋のある大型商業施設では、障害者の方の御意見を聞きつつ、バリアフリー施設の利用の手引を詳細に作り、これをホームページなどいろいろな形で公開して御利用頂くという様々な進んだ取組をされています。協会としてはできるだけそういう事例を会員の皆様にお知らせし、リニューアル等の大規模改修工事の際に、ぜひそれらの進んだ対応を取り入れてほしいというお願いをしております。以上、簡単でございますが協会の取組についてご紹介させて頂きました。

【東洋大学 高橋座長】

- 大変丁寧に御説明を頂き、ありがとうございました。既存の施設の改修、古いものも含めてかなりあるということです。ある面では、この建築設計標準を周知していく、あるいは展開していく、そして見直していくときの大きなチャンスにもなるかと思います。引き続き御努力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。
- それでは、ほかに御発言の方、いらっしゃいましたらお願ひします。

【東洋大学 菅原委員】

- 国土交通省における様々な各レベルでの取組等々を詳細に御説明頂きました。国として進めていくこともあると思うのですが、それだけではなくて、各事業者団体、そして障害者団体、私たち学識者も、それぞれができること、やっていること、そして課題としていることをちゃんと共有していくことが非常に大事ではないかと思います。
- そういう意味では、フォローアップ会議は、我々自身の勉強会、そしてお互いに情報共有をしながら次に自分たちは何ができるのか、そして関係団体の方々とどう連携できるのかというところのヒントを得る非常に重要な会議だと思います。ぜひ私自身もこの会議を通じて勉強させて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- いろいろな各団体、あるいは個人の皆さん方が参加しておりますので、そういう点でフォローアップ会議の機会をしっかりと活かしながら、それを広めていく、参加された方々が広げていく必要があるのではないかという御趣旨かと思います。

【DPI 日本会議 佐藤（聰）委員】

- 2点お願いします。まず助成制度をつくって頂き、ありがとうございます。これは素晴らしい取組だと思いますので、ぜひ全国に広げて頂きたいと思います。
- 2点目は、客席の建築物特定施設への追加についてです。これもとても良いと思うのですが、併せてぜひ国レベルでも、客席のバリアフリー整備の義務化について、引き続き検討して頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料4-2にある令和4年度に予定されている小規模店舗等のバリアフリー改修への支援制度についてと、劇場等の新たな誘導基準の指針が示された中で、国レベルの義務的な基準の検討もしてほしいという御意見だったと思います。御意見あったように、国が先行して、義務的な基準、移動等の円滑化基準まで入っていくという時代だと思いますので、さらに御検討頂ければと思います。

(4) 建築物のバリアフリー化に係る取組事例〔当事者参画〕

以下資料について、事務局より説明

➢ 資料6-1 地方公共団体による意見聴取制度の事例

以下の資料について練馬区都市整備部建築福祉のまちづくり係より説明

➢ 資料6-2 練馬区福祉のまちづくり推進条例と条例に係る取組み

- 本日はお時間を頂きまして、練馬区の福祉のまちづくり推進条例の紹介をさせて頂きます。最初に練馬区の概略です。練馬区は東京都23区の中で北西部に位置し、北は埼玉県に接しております。総面積は48キロ平方メートル、人口は約74万人、23区中、面積では5番目、人口は世田谷に次いで2番目になります。都心に通勤通学する方が多く、宅地が6割を占めています。また、緑被率や農地面積は23区の中で1番、緑豊かという特色があります。
- 資料2p、まず練馬区福祉まちづくり推進条例の概略を説明します。図右下にあるように、もともと区が制定しておりました要綱の規定を整理し、東京都建築物バリアフリーライセンスと福祉のまちづくり条例を一本化したもので、バリアフリー法の委任条例と自主条例の2つの性格がございます。

- 資料 3 p、策定の経緯について、条例をつくるに当たり、区民懇談会という形で、区民参加により条例の検討を進めました。この懇談会では、区民、障害者団体、建築関係の方、町会連合会、商店街連合会の方々など 28 名に御参加頂き、協働の基盤づくりや住民主体のまちづくりに関する提案を頂きながら、整備基準に必要な視点等を検討し、議論を重ね、平成 22 年 3 月に公布、10 月から施行して現在に至っております。
- 資料 4 p、福祉のまちづくり推進条例の特徴について、大きな特徴として 4 点あります。まず、1 つ目の実効性の担保という点です。資料 5 p に手続の流れを図に示しております。建築基準法に基づく確認申請の前に区と協議すること、また建築基準法に基づく完了検査とは別に、条例上の完了検査を受けることを義務づけております。協議では、条例で定めた基準への適合について確認しています。事前協議を取り入れることで、設計段階から整備基準を取り入れた計画とともに、適合について誘導しています。
- 資料 6 p、整備水準証の交付と措置の公表です。整備水準証の交付や措置の公表により、どの程度のバリアフリー状況かを建主や区民に分かりやすく示し、事業者等の取組を評価しています。
- 資料 7~8 p、練馬区福祉のまちづくり推進条例、施設整備マニュアルの抜粋です。整備基準が複雑なため、分かりやすく解説したマニュアルを用意しています。またコラムを設け、バリアフリー整備等に関する理解促進につながるようにしています。マニュアルの図解では、改定された設計標準を参考にした解説等も掲載しています。事前協議等でマニュアルを示しながら、よりよい整備になるよう誘導しています。
- 資料 9~10 p、2 つ目の特徴である地域性への対応という点です。冒頭、練馬区の概要でお話ししたとおり、住宅地割合が高く、土地の細分化や用途地域制限等により敷地が狭く、比較的小さな店舗やテナントビル、2,000 平米未満の共同住宅も多くなっています。バリアフリー化が進むよう、表のとおり適合義務の対象となる特定建築物の規模を引き下げています。整備基準についても練馬区独自の基準を設けています。より使いやすい施設となるよう、適合義務の基準にこちらの基準を付加しています。
- 資料 11 p、3 つ目の特徴である区民の意見聴取という点です。記載のとおり、条例の中で位置づけ、事業も実施しています。この項目は本日のメインのお話になりますので、少し丁寧に説明させて頂きます。この事業は一定規模の建築物や公園を新しく造るときなどに、記載している方々に御参加頂き、整備に関する御意見を頂き、区立施設等の設計に反映するものです。区民の意見を取り入れる仕組みとしては、社会福祉法に基づく地域福祉計画にも位置づけており、計画に基づき平成 20 年度から実施しています。条例施行後は、新築の場合は条例に基づき実施し、大規模改修の場合には地域福祉計画に基づき実施し、昨年度までの実績としては、建築物で 23 か所、公園・緑地で 13 か所となっています。新築や改築等のスケジュールによりますが、毎年 3 件から 5 件程度実施しています。
- 資料 12 p、実施の流れについて図で示しています。意見聴取は、基本設計が終わり、実施設計を行う前に行っております。ヒアリングで出た意見を集約し、区の関係部署、設計者等と共有し、どう反映できるかを検討してもらいます。施設等が完成し 2 年程度たったところで、完成後に再びヒアリングを実施します。そこで出た意見を集約し、意見を積み上げ、次の整備へ活かしていくという流れとなっております。意見聴取前に区の関係部署等とワーキンググループを立ち上げ、施設特性、条件などの把握、利用イメージの確認、ヒアリング内容や実施方法、参加者等について検討してい

ます。ヒアリングの参加者は、区民、障害者団体から推薦をいただいた方、施設の利用が想定される方々となっております。

- 資料 13 p、実施の手法については記載しているとおりです。一般の方は図面だけではイメージがつかないこともありますので、現地を見てもらうことを基本としています。最近は、コロナの影響で現地見学が難しい状況もあり、立体模型や触知図等を使って視覚障害のある方から御意見を頂くなど試行錯誤をしています。ニーズを適切に伺うことが大切になるため、参加者 1 人に対しスタッフが 1 人ついて実施しています。
- 実施の際に気をつけていることや苦労していることを挙げております。弱視か全盲か、ろうか中途失聴か、難聴かという、同じ障害種別であっても障害の状況によってニーズが異なるため、御意見を頂きたい整備内容をお話しし、団体等から推薦を頂くようにしておりますが、事業を平日の午後に実施することが多く、人選に難儀をすることがあります。また、意見を聞きたい参加者の属性があっても、それに合う方がなかなかいないこともあります。全ての障害の方の参加をお願いすることが難しいため、ワーキンググループの中で参加頂く対象を整理して実施することもあります。
- 資料 14~15 p、どのような整備に生かされているのかについて、事例を基に少し紹介させて頂きます。1つ目は、豊玉第二中学校です。こちらに主な意見を記載しておりますが、設計者が実施設計の際に、どの利用者に対しても使いやすくなるように取り入れた配慮について御紹介します。御意見を取り入れた主な整備としましては、昇降口、サイン、教室です。段差や床材の工夫により、車椅子で通りやすく、視覚障害者が位置を確認しやすくなりました。サインの統一や様々な方法を併用することで、高齢者、弱視の方にも見やすく、ほかの方にも分かりやすいサインとなりました。廊下等からでも中の状況が分かると安心という聴覚障害者や子育ての方の意見が反映され、廊下の扉や壁の一部がすりガラスになっております。
- 資料 16~17 p、事例 2 つ目として、大泉さくら運動公園です。こちらは車椅子テニス対応コートの整備がメインだったこともあり、参加者は車椅子テニスプレーヤーのみで実施しました。様々な意見を頂き、取り入れた配慮を紹介させて頂きます。御意見を取り入れた主な整備としましては、トイレ、駐車場、テニスコート内です。トイレも駐車場もダブルスの利用に配慮されました。一般トイレの広めブースがあることで、複数の車椅子使用者の方が同時にトイレを利用することができます。ボールが外に出ない、ベンチが動かせるなど、プレーする際にも使いやすい配慮がなされました。こちらの施設は運用面でも配慮がなされており、ハード、ソフト両面のバリアフリーが取り入れられました。
- 資料 18 p、事業実施のポイントと課題についてお話しさせて頂きます。大切にしていることは、ニーズをきちんと聞くことと、次につなげていくことです。よい整備を積み上げていくことはもちろん、課題となった部分を次に生かすことが大切であると考えております。長年取り組んでおりますが、まだ課題も残ります。これらの課題につきましては手法などを検討し、情報共有の方法を模索し、改善していきたいと考えております。
- 資料 19 p、この事業の普及・啓発について簡単に紹介します。計画や施工の参考となる整備の工夫や、検証結果等をまとめた事例集を作成しています。こちらは事業の実施を委託している環境まちづくり公社みどりのまちづくりセンターのホームページでも御覧頂けます。
- 資料 20 p、最後に、4 つ目の特徴である既存建築物への取組という点です。条例の中で既存の建築物についても定めています。ここでは支援として実施している福祉のまちづくり整備助成について

紹介します。

- 資料 21 p、目的はこちらに示したとおり、利便性及び安全性の向上を図り、自立と社会参加を促進することです。平成 15 年 3 月末までに竣工または用途変更している建築物で、表に掲げた建築物を対象としています。
- 資料 22 p、対象となる主な整備内容及び助成金額の概要です。バリアフリー整備に要した費用の額の 2 分の 1 を助成限度額まで給付しています。
- 資料 23 p、助成手続の流れです。助成申請の前及び完了後に、職員が現地に行って確認しています。整備後には決定通知書とともにステッカーを交付し、整備をしたことがアピールできるようになっています。
- 資料 24 p、こちらは助成事業を活用いただいた事例です。トイレの洋式化やスロープの設置等に御活用いただいている。
- 資料 25 p、最後に、その他の取組として実施している事業を御紹介します。研修を実施したり、普及啓発事業を行うことで、バリアフリーやユニバーサルデザインに興味を持って頂き、実際にバリアフリー整備を進める技術者として活動して頂けるような取組を実施しています。このように様々な取組の中で、区民参加、区民協働というプロセスを大切にしています。駆け足ではございますが、以上で説明を終わらせて頂きます。

以下資料について、事務局より説明

➤ 資料 6-3 事例の紹介について

○意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- それでは、今説明ありました、資料 6 について、質問、意見等頂ければと思います。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員】

- 練馬区の対応は大変興味があり、私ども施設の職員も関心を持っております。その中で少し質問させて頂きます。月金で実施することもあり、なかなかヒアリングに参加可能な当事者がいないというご説明がありましたが、例えば夜とか土日にするというお考えは今までにあったのかということ。または練馬区以外の当事者は考えなかったのかということについてお伺いします。例えば東京でしたら私ども日視連の本部がございますので、そういうところから誰か人を出してくれないかとの要請があれば、私どもも誰か出したいと思います。
- 2 点目、先ほどバリアフリーの整備が何かができた場合はシールを貼ってもらうというご説明がありました。これは例えば 2 年に 1 回もう一度見直しがあるとかそういうことでしょうか。それとも一度やつたらもうそれっきり、ずっとそのシールを貼りつ放しになるのでしょうか。

【練馬区】

- まず前半の、意見聴取に関して御質問いただいた点について、今のところ事業自体は夜間とか土曜日という計画がないところで、平日に実施させていただいている。これまでも参加の方につきましては、練馬区内の障害者団体等に御協力をいただいていたところですが、今、御相談頂ければということでお声かけ頂きましたので、今後またお力添え頂く場合があるかと思いますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。

- 2点目のステッカーにつきましてですが、こちらはあくまでも福祉のまちづくり整備助成の制度でどこを整備したかということをアピールするものになっておりますので、2年に1度見直しとかそういうものではなくて、一度交付してその整備が完了したらそれで終了というような形になります。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 練馬区の福祉のまちづくりの推進条例については大変魅力的な取組で、私も感激というか、感動しています。特徴としては、とても良いP D C Aを回しているということです。実際に私もパラリンピアンズ協会の中ではもともと車椅子テニスのプレーヤーだったのもありますし、先ほどの公園の中での車椅子テニスのコート整備はとても興味深い事例でした。ご紹介ありがとうございます。豊玉第二中学校の件もご紹介頂きましたが、学校のバリアフリー化というのは、取り組んでいかなければいけないことだと思っていますので、とても良い事例だと思います。
- 当事者の人選が難しいという点について、私も橋井委員と同意見で、練馬区内だけの当事者だけではなくて、我々パラリンピアンでもよいですし、もう少し上位の、東京都の枠組みの中でも障害者団体でいろいろな方がいらっしゃるので、そういったところにも御相談して頂ければよいかと思います。東京オリンピックのときに、東京都は施設のチェックの際にパラリンピアンズ協会のメンバーに打診され、いろいろな施設のチェックとかをしたという経緯もあります。そういうところも含めて、どうしても練馬区の中だけで障害当事者を見つけるのは難しいという事例は多分あると思うので、そこはもう少し枠を広げたほうがよいと思います。
- 実際に話ができる方は当事者の中でも少ないのでないかと私たちは思っています。当事者の中でも発信できる、どういう場でどういう事例があるんだよというのを設計者の方たちにある程度お話しできる、言語化できる方を意見者として取り入れるという方向性の検討も必要なのだと思います。基本的にはマニュアル化も含めて当事者のレベルというか、そういうのもある程度確認できるようなシステムも必要なのではないかと思っています。

【日本発達障害ネットワーク三澤委員】

- 練馬区の取組は、地域の福祉計画と連動しており、利用者の方々の意見聴取もされながらの取組ということで、非常にいい取組だと拝聴しておりました。
- 資料の15ページで1点確認ですが、第二中学校さんの事例紹介で、扉や壁の一部がすりガラスとなっていると説明ありました。どういった形でこういったものを取り入れたのか。発達障害の特性から考えると、いろいろな情報が入り過ぎる、例えば廊下を人が歩くとか、そういった人の動きなどが直接目に入ってくると、どうしても集中できなかったりすることがあるのではないかと思いました。そのため、特別教室がどのような教室で、すりガラスは全てなのか、一部なのかも含め、お聞かせ頂きたいと思います。

【練馬区】

- すりガラスに関しては、基本的に小さな子供連れで授業参観したとき等に、「廊下からも見えるといいな」というようなご意見に対応したものです。すりガラスになっている部分は、座っている生徒さんからは廊下の状況はなるべく見えないような形で、高い位置になっており、上のほうから保護者の方が中の様子を確認できるような形で対応しているものです。また、特別教室だけではなく、一般教室についても同様の対応となっています。

【日本発達障害ネットワーク三澤委員】

- 実際に利用される中で、どういった困り感とか、どういった問題・課題があるのかというところは、

今後ぜひ検証して頂けるとありがたいと考えております。

(5) 次年度以降の会議の方向性（案）について

以下資料について、事務局より説明

➢ 資料 7次年度以降の会議の方向性（案）

○意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- それでは、資料 7 の次年度以降の会議の方向性も含めまして、いろいろと皆様方の御意見等を頂きたいと思います。なお、関連しまして、説明は時間的な都合で省略されておりますけれども、参考資料で国の動向等が分かりますので、併せて後ほど御確認頂ければと思います。

【東京大学 松田委員】

- 次年度以降の会議の方向性につきまして視点が幾つか示されました。大事ではないかと思うところを 3 点申し上げます。1 点目、「2.建築設計標準の点検改善に向けた調査」に、「災害時の避難、誘導」が挙げられております。これは正直、実体験でなかなか知ることが難しく、起こってみないと分からぬことだと思っています。そのため、国交省、御関係の皆様で、経験された自治体、あるいは福祉避難所を開設されたようなところでどのような実態があつて、どういうことが問題になつたのかというようなことについて、ぜひ調べて頂けないかと思います。
- 2 点目は、もう既に設計標準に盛り込まれたけれども、それがどのようにうまくいっているのか、うまくいっていないのか、について、できれば当事者団体の皆様からお話を伺いたいと思っています。先ほど練馬区の事例で、車椅子テニスのスポーツ施設のお話がありました。そういうところは当事者団体の中でも、パラリンピアンズ協会様のような、関わっている方でないと分かるのが難しいと思います。細かくても構わないので、情報を頂けると大変ありがとうございます。
- 3 点目は、当事者団体だけではなく事業者の皆様、例えば本日はチェーンストア協会の皆様などもいらっしゃいますけれども、そのようなところでも何か好事例があれば教えて頂きたいと思っています。例えば授乳室をどうするかは今後の問題になってくるかと思いますが、特に、チェーンストアとか大規模商業施設においては今かなりいい事例が見られると思っておりましたので、施設を運営される立場の皆様からも、ぜひいい情報があれば教えて頂きたいと思っております。

【日本女子大学 佐藤（克）委員】

- 先ほど練馬区より当事者参加の状況を御報告頂きました。どうもありがとうございます。練馬区はいろいろ精力的に行っているトップランナーだと思いますが、ほかの自治体も同様なことをやられているところは多いのではないかと思います。しかし意見集約をしたり、整理がされていくなく、やりっ放し、そのプロジェクト限りとなってしまっており、そこでの経験が継承されていっていないのではないかが懸念されます。次年度以降の方向性にも書かれていますが、国土交通省で音頭を取って、各自治体での取組を集約した形に持っていくことで、各自治体ごとに経験を積み上げていくような仕組みをつくる。国交省が情報だけを集めるだけではなくて、自治体でそういう経験を継承していく仕組みをつくるというような視点も必要、重要と思いました。
- また、当事者参加における人材に関して、先ほどパラリンピアンズ協会の岩崎委員からもご指摘があったように、専門的知識を持った当事者、設計者、あるいはクライアントと対峙していろいろ意

見を言い合えるような人材がそれほど多くないのではないかという意見もありました。当事者参加の仕組みをつくっていく上でのプラットフォーム、基盤も必要ではないか。例えば当事者の人材育成を国交省が率先して実施するとか、あるいは先ほど少し話があったかと思いますが自治体を超えて人材バンクのような基盤をつくっていくとか、国交省の所管からはみ出るかもしれませんが、そんな視点が当事者参加の仕組みづくりのベースになっていくのではないかと思いました。

【DPI 日本国会議 佐藤（聰）委員】

- 1点目は次年度以降の進め方について、事例の収集はぜひとも進めて頂きたいと思います。その中で昨年3月につくった小規模店舗の新しい建築設計標準を適用して整備された新しい店舗をぜひ紹介して頂きたいと思います。ガイドラインをつくったわけですが、それがどのように反映されているのか、あまり反映されていないのかというのはすごく気になるところですので、ぜひこれをお願いしたいと思います。
- 2点目は、もし適用して整備したお店があれば、希望者だけでもいいので、ぜひ一緒に視察に行かせて頂きたいと思います。
- 3点目は、先ほど発言した客席の建築物特定施設への追加の件で補足です。国レベルでぜひ義務化してほしいということを先ほども申し上げました。なぜかと言いますと、大規模な競技施設の改修において、車椅子席があまりにも少ないということがありました。新築されるところでも同様の問題が起こっています。ぜひとも引き続き国の義務化について検討を進めて頂きたいと思います。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員】

- 1点目は、小規模店舗について、佐藤委員の発言にあったように、事例発表をお願いするとともに、補助金、助成金が令和4年度から実施されることについて、多くの建築関係に周知して頂きたいと思います。
- 2点目は、今日はいろいろな業界の方が出席くださっていますが、建築士協会、建築家協会といった団体と視覚障害者団体と、今後はヒアリング、研修会等をやって頂けないかと考えています。決して対決するのではなくて、皆様と意見交換をしたいと考えています。各地域に視覚障害者団体がありますので、そういったところにヒアリング等をして頂ければと思っています。
- 3点目として、先ほど佐藤先生から、障害者全てがこういった条例関係を把握している訳ではなく人材育成という指摘がありました。これは日視連にとっても今後考えていかなければいけない問題かと思いますので、共有させて頂きます。ありがとうございます。

【日本医師会 江澤委員】

- 障害には視覚、聴覚、知的、精神、あるいは高次機能障害、失語症等いろいろ特性があります。その特性に応じてどう考えるのか、特に当事者との接点は極めて重要ですし、とにかく現場を見る、百聞は一見にしかず、ですので、そういったところをもう少し活発にすることも必要ではないかと思います。
- 例えば肢体不自由とか要介護者であれば、障害者福祉施設や介護施設を実際に訪れて視察、研修、例えば実習等でも、いろいろ関係者が触れ合っていただいて理解を深めるということは非常に重要なことです。特に解剖生理を踏まえた人の動き方、あるいは体重移動を考慮した無理のないトランスファーというのが、必ずしも共有されていない現場もあります。一番コアな部分、人に対する支援について、その人の特性を踏まえ、理解を深めた上で取り組むことが重要だと思います。さらには合理的配慮と一体化したハード、合理的配慮を活かすようなハードとの連携も

重要ではないかといいます。

- 最後に、これまでいろいろな取組がなされておりますけれども、現場の検証を踏まえて、建築設計標準の質をどう高めていくのか、質の評価も今後の視点としては必要ではないかと思います。今、地域包括ケア、すなわち地域づくりが全国各地で取り組まれております。地域包括ケアは地域共生社会を実現するためのツールであると整理されておりますが、その地域包括ケアの主人公は地域住民で、関係者、関係機関、組織が総力を挙げて取り組んでいるところです。地域包括ケアのいろいろな会議や行政の取組が進められていますが、必ずしも建築設計の議論がまだまだ乏しいと感じておりますので、そういう取組なども利用しながら進めていければと思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- 皆様どうもありがとうございました。後ほど事務局から追加の意見提出の御案内もあるかと思いまして、よろしくお願ひいたします。
- 今回は2回目のフォローアップ会議でしたが、少しずつ新しい建築設計標準のフォローアップの議論を進められました。少し前の2020年5月のバリアフリー法の改正では、学校のバリアフリ化、今日多くのご意見を頂いた当事者参画の在り方の問題に関する附帯決議の記載がありました。
- 当事者参画が進んでいきますと、様々な建築設計標準の残された課題といったようなことが、参画することによって見えてくるのではないか、見直すべきところがより分かってくるのではないかと思います。
- 建築士の教育の問題については、学校教育の段階、資格を取得する前からの教育も非常に重要になっていると思います。当事者の方々への教育の在り方も含めて、そういうことが少しずつ進展していきますと参画がよりよい方向に進んでいくと思いますし、これまで培ってきた当事者参画の経験が、施設改修の経験がよりうまく展開していくのではないか。結果的には、さらなる設計標準の見直しにもつながっていくのではないかと期待しています。
- 引き続き皆様からさまざまご意見を頂きながらフォローアップ会議を行い、建築物のバリアフリ化の取組状況や課題の共有、建築設計標準の継続的な点検改善を進めていきたいと思います。

6. その他

- 追加意見の提出様式について事務局から説明。追加意見については3月4日締め切りとする。

○国土交通省挨拶

➤ 國土交通省住宅局 今村参事官 挨拶

今村と申します。時間も過ぎておりますので、一言だけ御礼申し上げます。

本日は当事者団体の皆様をはじめ、事業者団体、建築関係団体、大学の先生、関係省庁、その他大勢の方に御参画頂きまして、誠にありがとうございました。建築設計標準のフォローアップの会議について、本日いろいろ御意見も頂きましたように、引き続き継続して、ニーズを把握しながらレベルアップしていくかななければいけないと思っております。

本日も様々な御意見頂きましたが、当事者団体の方々の意見をどう取り入れていくかということが非常に重要だと思っています。座長の高橋先生からは、前回も国立競技場を造るときにワークショップを21回も開催して、うまく現場につなげていったということを伺いました。

また、JIAの方からは、ステークホルダーとクライアント、建築主の理解という2つのポイ

ントについて御指摘ありました。建築設計において、この2つをつなぐ重要な役割というのは建築士、建築家の方々にあり、特に民間の建築については役割が大きいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

来年度以降もこの会議を続けていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

7. 閉会

以上